

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 未支給年金を請求できる遺族 —

Q: 私は自分の子が就職後、普通養子縁組で遠縁の親戚の養子になりました。先日、老齢年金を受給していたその親戚(養親)が亡くなり、その時に養親と同居していたのは私の子のみでした。私の子は養親の未支給年金を請求できますか？

A: 未支給年金を受け取れる遺族は、年金受給者が亡くなった当時、その方と**生計を同じく**していた、①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の**親族**です(※⑦については平成26年4月から)。

ご質問の方のお子様は、実生活では養親様にとってお孫さんであったかと存じますが、**養子縁組前**にお生まれになっている方で、民法(第727条・第809条)や判例では、「普通養子に**縁組前**の子があるときは、その子は養親との間に**血族間**におけると同一の親族関係を生じない。すなわち**縁組前の養子の直系卑属は、養親との間に血族関係を生じない**」としています。つまり、**養親様とご質問の方のお子様には親族関係がなく、未支給年金を受け取れる遺族としての「孫」に該当しない**ため、未支給年金の請求はできません(養子縁組後に生まれていれば、養親様との間に血族関係が生じ親族となり、未支給年金請求ができます)。

なお、生計同一要件については、亡くなった方の住所が住民票上異なっている場合、①起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていた、②亡くなった方との間に生活費、療養費等の**経済的な援助**があったなどに該当すれば、生計同一関係が認定されることがあります。ご質問の方ご自身と養親様との状況についてもご確認なさってみてください。



2025年  
4月号

## 法改正ニュース

### — 健康保険料率・介護保険料率の変更 —

全国健康保険協会 大阪支部	現行	令和7年3月分 (4月納付分)～
健康保険料率	10.34%	10.24%
介護保険料率	1.6%	1.59%
健康保険料率 +介護保険料率	11.94%	11.83%

※健康保険料率は各支部により異なります

※介護保険料率は全国同一です

※任意継続被保険者は令和7年4月分～



### — 雇用保険料率の変更 —

(令和7年4月1日～)

#### ◆令和7年3月31日まで

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$
農林水産・ 清酒製造業	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{7}{1000}$
建設業	$\frac{18.5}{1000}$	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7}{1000}$

#### ◆令和7年4月1日から

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{14.5}{1000}$	$\frac{9}{1000}$	$\frac{5.5}{1000}$
農林水産・ 清酒製造業	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$
建設業	$\frac{17.5}{1000}$	$\frac{11}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$



### — 健康保険任意継続被保険者の 標準報酬月額の上限の変更 —

(令和7年4月1日～)

(従前) 30万円 → (令和7年度～) **32万円**